

指 名 停 止 に つ い て

標記の件について、下記のとおり指名停止が行われたので通知する。

業 者 番 号	10023300 - 0
業 者 名	パナソニック産機システムズ (株) 代表取締役 右近 貞治 東京都墨田区押上1-1-2
指名停止の期間	令和 7年 3月27日 から 令和 7年 6月26日 92日間
指名停止理由	牛久市契約規程第36条第1項別表第7第14号イ (建設業法違反行為) 該当 パナソニック産機システムズ(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。当該事実が同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、国土交通省関東地方整備局長より営業停止処分を受けたことによる。